

第13回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第13回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成16年5月31日(月) 午前9時00分開会・午前11時10分閉会							
開催場所	南部川村保健福祉センター 2階 プララホール							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 川 村	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわゑ	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	伏見 清美	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	古谷 利具			
県	委 員	川井 政好						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正			事務局	寺谷 敦		
	次 長	大江 弘一			事務局	谷本 忠広		
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

議案事項

議案第 15 号

平成 16 年度南部町・南部川村合併協議会補正予算（第 1 号）について

報告事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| 報告第 23 号 | 協議会委員の変更について |
| 報告第 24 号 | 町章について（その 3） |
| 報告第 25 号 | コミュニティバスの検討について（その 3） |
| 報告第 26 号 | 新町まちづくり計画事業について |
| 報告第 27 号 | 事務組織及び機構について |

5 . 閉 会

第13回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成16年5月31日 午前9時00分

場 所 南部川村保健福祉センター 2階 プララホール

井上議長 ただいまより第13回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は20人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、まず開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良南部川村長よりごあいさつを申し上げます。

山田会長 おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

あと明日から4カ月になりました。122日になります。今日まで進めてくるに当たりまして、委員皆さん方の大変なご努力、ご理解に対しまして心から厚く御礼を申し上げるとともに、残る最後の4カ月であります。ぜひ仕上げたいと思いますので、これまたよろしくお願いを申し上げます。

さて、法律上の手続ではありますが、お手元に和歌山県報と、それから官報の写しを差し上げていますが、このように、これはもう詳しくご説明申し上げませんが、法律上の手続は全部終わっております。あとは内部だけ詰めていけばいいわけであります。

それから、前回の協議会におきまして、最後の方で問題じゃないですけども、話題になりました特例法の延長というんでしょうか、内容の実質延長のことにつきまして取り組んだことを申し上げます。

早速あの日の翌日ではありますが、県の市町村課長を訪ねまして、ちょうど南部の町長さんと時間は別々になったんですけども、同じようにその日に訪ねまして、そして抗議と申しますか、意見を申し上げました。こういうようなことでは困るじゃないかと。自分たちは損にはなっていないんですけども、後からの方が得になっているということになるわけで。

しかし、やり方としては、先へ行っている者としては、何かだまされたような感じを受けるんでということを手厳しく意見を申し上げました。県の市町村課長はよくわかっておりますし、課長自体もそれは勘づいておって、国の方へも抗議しておったようではありますが、それはそれでわかりまして、そして4月23日だったか、全国の会長会議があって、そこで私は直接総務大臣に言うということで、総務大臣に抗議するというつもりであったんですが、市町村課長は「どうぞ、きばってくれ」ということでありまして、県の方で、きばってくれというわけやないけれども、もうそれは言うてあるし、もうその場で、大きな場で直接大臣に言うことだけはもう差し控えて欲しいという、これまた強い向こうからの要望も頂きまして、それもそうかなということで、わかってさえくれればいいんだよということでその場は引き下がりました。全国大会へ出席いたしました。幸か不幸か総務大臣欠席でありまして、言う機会がございませんでして、というようなことでありました。

しかし、それは私どもだけが感じたんじゃないに、全国的にそういうことを皆さん感じられまして、今朝ほどでありますけれども、兵庫県の淡路の方の合併協議会ですが、こういうことに対する要望書を出そうやないかというお誘いの文書を頂いておりますが、これまた町長さんとも相談した上で処理をしようと思っっているんですが、私ども、自分たちだけが感じたんじゃないに、全国的にも今の国のやり方がちょっと不可解なところがあるという思いは皆さん一緒であろうと思います。そういう状況でございました。

今日は報告事項であります。その中で、町章も選考委員の皆さん方で大多数というんでしょうか、2,000ぐらいあったその中から5点まで絞って頂いているようであります。これの仕上げと、それからコミュニティバスであります。これは合併の大きな目玉の事業になってきますが、その取り組みについて、まず委員さん方協議して頂く、そういう段階でございます。他に二、三報告事項がありますが、最初に申し上げましたように、日にちが迫ってまいりまして、重要項目も詰めていかなければなりません。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

井上議長 どうもありがとうございました。

今、会長からご報告ありました合併期日の設定による交付税云々という問題について、前回の協議会で取り上げられまして、皆さん方に次回までに色々な形でその取り組みのご報告をさせて頂くということによりまして、今、会長から報告があったものだと私は解釈をしております。

皆さん、両首長も即そういうことについては県当局に対して色々申し入れをしたという経緯がございますし、ただいまの報告のとおり取り組みを進めていくということでもありますので、どうぞ皆さん方、このことについての認識をとどめおいて頂きたいなということをお願いいたしたいと思っております。以上であります。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、A委員さん、B委員さんをお願いいたしたいと思っております。

会議次第では が議案となっておりますが、今回、先ほど会長から委嘱状も出されましたように、当協議会の委員が交代をされますので、先に の報告第23号の委員の変更についてを行いたいと思っております。

それでは、事務局より説明をします。

小谷事務局長 恐れいたします。資料の3ページをお願いいたします。

報告第23号 委員の変更について。

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成16年5月31日報告、南部町・南部川村合併協議会会長。

委員の変更について、旧委員、南部川村4号委員、中本アミ子。学識経験者4号委員、小住博章。

新委員、南部川村4号委員、伏見清美。学識経験者4号委員、川井政好。

伏見さんにつきましては、南部川村の連合婦人会長ということで、16年度から新しく就任されま

したので、変更となっております。

学識経験者、川井さんにつきましては、日高振興局長が4月1日の異動でかわって、川井政好さんが本年度より新しく委員となっております。以上で報告を終わります。

井上議長 ただいま事務局より報告第23号の委員の変更についての説明がありました。

それでは、新しく委員のメンバーに加わっていただきました伏見委員さんと川井委員さんにごあいさつをお願いいたしたいと思います。

まず、伏見委員さん、お願いいたします。

伏見委員 おはようございます。

こういう場では不慣れですけれども、1年頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(拍手)

川井委員 皆さん、おはようございます。

4月1日付で日高振興局長になりました川井でございます。私も、地方自治のこういう関係のことは非常に明るくないんですけれども、精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、皆さん方、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

(拍手)

井上議長 では、戻りまして、の議案事項に入らせて頂きます。

議案第15号 平成16年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)について、事務局より説明をします。

小谷事務局長 お手元の資料1ページをお願いいたします。

議案第15号 平成16年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)(案)について。

平成16年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)(案)について別紙のとおり提出する。

平成16年5月31日提出、南部町・南部川村合併協議会会長ということで、2ページの方に予算書をつけてございます。

歳入の部ですが、県支出金、県補助金、補正前の額 300万円、補正額 200万円、計 500万円ということで、合併推進事業費補助金として今回補正を予定しております。

繰越金、繰越金、補正前の額 1,000円、補正額 470万円、計 470万 1,000円。前年度繰越金 470万円予定しております。今現在の15年度の決算見込みといたしましては、剰余金が 575万 5,000円を予定してございます。そのうち 470万円を今回補正で前年度繰越金として計上しております。

歳出、事業費、補正前の額 758万 2,000円、補正額 470万円、計 1,228万 2,000円。これは委託

料 470万円でございます。地域公共ネットワーク基本計画策定業務委託料として、今回補正をお願いしてございます。

この地域公共ネットワーク基本計画策定業務と申しますのは、両町村の関係施設とか情報ネットワークの現状を把握して、新町の情報化の課題を総合的に勘案して、基盤整備事業を行うものでございまして、事業本体につきましては、事業費 1 億 9,236万 4,000円。これは南部町が幹事町となりまして、南部町で予算を置いて執行する。半分南部川村から負担金として南部町へお支払いをする、そういう事業でございます。

ですけれども、基本計画等の仕様書作成費用につきましては、補助対象外の単独事業でございますので、本合併協議会の予算で執行いたしまして、それに対して県の方から補助金 200万円を申請をしたいということで、本補正予算の方に計上させて頂いております。

それから、続いて開庁準備費、事務費で、補正前の額 520万円、補正額 200万円、計 720万円。これも委託料 200万円、町章精緻作業 200万円。

この町章精緻作業と申しますのは、後ほど皆様方に選んで頂くわけなんですけれども、最優秀作品に選ばれた町章につきまして、専門家の手によって線の長さや太さ、または縦横の比率とか縦棒、横棒の比率を調整していただいて、旗とかバッジ、封筒、帳票類、看板など、縦長や横長など、あらゆるスペースに対応して、同じイメージを見る人に与えるデザインをしてもらうための費用ということで、200万円予定しております。選ばれた作品によっても、若干金額の多少はあるかと思っておりますけれども、200万円予定をさせて頂いております。

合計、補正前の額 1,750万 2,000円、補正額 670万円、計 2,420万 2,000円でございます。

以上が補正予算の説明です。よろしくお願い申し上げます。

井上議長 ただいま事務局より議案第15号の平成16年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)について説明がございました。

これにつきまして、皆さん方にご審議を頂きたいと思っております。

何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言を願いたいと思っております。

ご意見、ご質問ございませんか。

それでは、特にご意見もないようでありますので、議案第15号の平成16年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)については、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

(異議なし)

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号の平成16年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)については、原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして議案事項についての審議を終わりたいと思っております。

引き続きまして、の報告事項に移らせていただきます。

報告第24号 新町の町章について(その3)です。
事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料の4ページをお願いいたします。

報告第24号 新町の町章について(その3)

「みなべ町」町章について報告する。

平成16年5月31日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

事務協議の上側につきまして、「みなべ町」町章図案の募集要項、「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱が16年1月22日、第11回協議会で確認を頂いてございまして、それを受けて、今回、「みなべ町」町章図案選定募集要項第5条の規定により、「みなべ町」町章図案選定委員会から別紙のとおり報告がございましたということで、先日、家の方へお送りをさせて頂いております委員長報告があったかと思えます。これが「みなべ町」町章図案選定委員会委員長、出口幸三郎氏より合併協議会長あての報告をされた分でございます。以上で報告を終わります。

すみません、皆さん、本日お持ちでしょうか。委員長からの報告書と、あと町章5点をカラー刷りした別冊になってある部分でございます。

井上議長 皆さん、資料はおそろいですか。

ただいま事務局から説明をいたしました報告第24号 新町の町章については、町章図案選定委員会の報告を求めたいと思います。出口委員長さん、よろしく願います。

出口委員長 皆さん、おはようございます。9人の委員の中から、なぜか委員長に選ばれました出口です。よろしく願います。

ここでは、どういうふうな図案が5つになったそのいきさつを述べよということでしたので、その辺を説明したいと思います。

全国から2,000という予想をはるかに超える数字の作品がやってまいりまして、その中で、正直言いまして、ああ、これは素人の作品やな、ああ、これはどないもならんなというような作品も多数あったんですけども、やはりデザイナーの卵といいですか、そういう方の作品とか、あと本職でデザインやっているような方からもたくさん寄せられてきました。だから、作品としては、結構充実したすごい内容の作品だったです。ですから、我々委員も選ぶのに大変苦労しました。

そして、4月16日から始まりまして、大体2回皆さんで選べば、大体の30点ぐらいに絞れるかなと思ったんですけども、委員さんの個性が豊かで、ばらばらのものを選ぶんですね。ですから、3回選考会をやりまして、それで何とか30点ぐらいに絞りまして、そして、最終、全員もう一回寄りまして、そこで意見を色々闘わせながら、5つを選びました。皆さんのお手元にあるのがその5つです。その5点が皆さんのお手元にある分です。

選考内容なんですけれども、やはりプロの作品、そしてデザイナーの卵の作品というのがやっぱりメインになってきています。素人さんがつくった作品は、どうしてもやっぱり我々見ても、もう

一つだったのと違うかなというところで、そういったところも最終選考には残ってきた作品もたくさんあったんですけども。それで、正直なところ、町関係の、南部町、南部川村関係の作品はありません。全国各地、北海道から沖縄まで作品寄せられましたんで、そのどこかの作品なんですけど、誰やというのは皆さんの方には書いてないんですけども。

それで、まずほとんどの作品というか、すべての作品なんですけれども、梅の花びら、そして平仮名の「み」、片仮名の「ミ」、そして英語の「M」、この5つをモチーフにしています。ほとんどの作品が。それ以外のものをモチーフにしているのはほとんどないです。

それなら、どのモチーフが良いのかというような議論も出たんですけども、やはり皆さん見て頂いたらわかるように、5つのうち4つが花びらなんですよね。それと「み」とかを兼ね合わせたような作品です。

こんな話も僕もさせてもらったんですけども、実は昔、南部高校が甲子園へ出たときに、僕が昔つくったウーちゃんマークという、目の玉ぎよりの作品あるんですけども、あれを甲子園へせっかく出るんやから、全国のカメラが、全国ネットで放映されるんやから、せっかくやから梅の宣伝しようということで、あのマークをうちわにしようということで、高野連に申請したんです。僕も使っていいよということ言うたんですけども、それを申請したところ、高野連から、これは宣伝やないか、広告やないかということでキャンセルされたんです。ですから、そういうこともあるので、ぜひとも梅の花にした方がすごい広告になるのと違うかと。これを町章にしたら、そこで町章をうちわに入れるんですと高野連に言うたら、絶対にあかんとは言われへんやろうと思うので、そういう形のこと兼ねてこの前も説明させてもらったんですけども、そういうことで、梅の花びらが良いのやないかなということ言いましたところ、梅の花びらというのを推す声が大変委員さんの中からは多かったです。

ただ、やはり梅の花びらをモチーフにしているシンボルというのは、南部町、南部川村の梅屋さんたくさんありますよね。ですから、もうすごく良い作品にできているんです。お金もかかってますから、プロの超一流デザイナーがつくったような作品とかもありますので、ですからそういう梅屋さんのマークに南部の町章が負けへんかなというようなことがあったら、ちょっとこれ、格好悪いんで、そういう意見もありました。

それで、もう一つ意見は、もう梅の花びらにはうんざりよと。もうこれだけ梅がはらんしているのだったら、もうちょっと町章ぐらいいは梅の花びらから離れようよという、そういう意見もありました。そういう形で意見はあったんですけども、ほとんどの委員さんは、大体梅の花びらをメインにした方が良いのやないかなという形でした。

それで、一つずつ順番に説明していきますけれども、マークの良いところ悪いところ、会議の中では白黒にしてみたりとか、そして皆さんからマークの悪いところ、けちをつけるというようなちょっと厳しい質問もしまして、各委員さんからけちをつけるようなこともありましたので。

だから、僕、その辺覚えている範囲で説明したいと思えますけれども、1番ですが、これは見たとおり梅の花びらで、真ん中に3本の川が流れていると。この川が逆だったら、この斜めがですね、反対の斜めだったら、片仮名の「ミ」に見えるから、その方が良いのと違うかという意見があっ

たんですけれども、でも、それだったら、川の流れが右肩上がりと違うんですよね。右肩下がりになっているんで、これは余り、シンボルマークというのは、そういった縁起も担ぎますので、そういう形で右肩上がりに川が流れているような格好になります。

そして、下にちょっといびつな形のマークになっているんですけれども、これはやっぱり安定感をあらわすために、こういういびつな形の、ちょっと一番下の花びらが小さいという、そういう形になっていますけれども、これは安定感をあらわすためと違うかなというような形で、ただ、これに批判票があったのは、余りにも無難過ぎる、おもしろくない、当たり前過ぎるという声もありました。

後でまた色々質問あったら言って頂いて結構なんですけれども、どんどん行きます。

次の2番目の、これも梅の花びらです。真ん中に川が流れているのか、それは道を見るのかということを出ているんですけれども、これは何か割れているような感じがすると言う人も中にはおりました。ただ、皆さん、この5つの中に入ってきたということは、結局デザイン的に良いものがあるのと違うかなということで、皆さん選ばれたと思います。

これも結構高得点で選ばれております。さっきの1番も高得点で選ばれて、2番も高得点で選ばれております。その辺の内容はまた説明しますけれども。

それから、3番なんですけれども、要は波の形をイメージしています。波の形をイメージ、梅の真ん中の空白の部分ですよね。これ、なかなか波の形で平仮名の「み」もイメージできるなというようなシンボルマークです。これも、一応梅の花をモチーフにしておりますけれども、内容を書いている部分はそういう形で、この下の字はすべて作者からのメッセージです。こういうイメージで作りましたよという形で、作者からのメッセージがその下に書かれておりますので。白黒にしてもいけるようなという形です。

それから、4番目、これは見てのとおり、平仮名の「み」をモチーフにして花びらをつくっているという、赤一色で目立つようにしているということで、これも選ばれております。

ただ、批判する意見としては、ぼこっと1本線が出ているんで、しっぽみたいなのがあるので、これはいかなものかという案もありましたし、もうちょっとデザイン的にもっと書き込んだ方がよかったかなという、そういう意見もありました。でも、ここに5点に選ばれております。

それから、5番目は、これは梅の花びらから逸脱しております。これは、ある先生が、これ、デザイン的にもすばらしいものなんですけれども、平仮名の「み」をモチーフにしておりますけれども、南部というのは、梅の花びらでしたら、中にエネルギーがたまるといような感じのイメージをするんですけれども、これだったら、中から外にエネルギーが発散するような、そういう躍動感のあるデザインやから、良いのやないかということだったんですけれども、一応、ですから梅の花びらばかり入れるのも何やから、1つ平仮名の「み」も入れさせてもらったという形です。白黒にしても十分対応できるのではないかなというふうに思いました。

以上5点が、我々町章選定委員の選んだ、お薦めできる5点なんですけれども、見て頂いたらわかりますように、いかにシンプルであるか、いかに今後使いやすいか。旗にしる、看板にしる、印刷物にしる、これ、白抜きという可能性もあるんです。今、白黒は下にかいてますけれども、これ

、白黒反転という使い方もあるんですよね。ですから、青に白黒反転させるときもありますし、赤い色に白黒反転させるときもありますし、色々などいいうところでのこのマークが使われるかというのは、色々なところを想定して、その結果、やっぱりシンプルなのが一番良いのではないかと。覚えやすいのが一番良いのではないかと。ぱっと見て、ああ、「みなべ町」の町章やというのがわかるような、一回見たら忘れないような、それくらいシンプルなのが一番良いのやないかなということ、シンプルさをメインに選びました。

そして、皆さんのこのマークとか、デザインとか、芸術とかそういったものは、すべて ×はありません。どれが良かって、どれがあかんとか、そういうようなことは絶対ないので。ですから皆さん9人の感性を一番大事にして、どんどんと。ただ、皆さんの委員さんの体調の良い時とか悪い時とか、テンションがハイな時とか低い時とか、色々なシチュエーションで何回も選んでもらっていますから、心変わりとかもどんどんありながら、最終的に壇上に上がってきたのがこの5つの作品ということでございます。

ということで、僕の仕事は大体この辺で終わりですので、あとは5つの中からどれを選ぶか、それは皆さんの仕事ですので、責任をとってください。後から文句を言われても、僕らは5つ選んだだけなんで、あとはよろしくお願いします。

多分、誰がどれを選んでも、文句は出ると思います、やっぱり。こういうものは感性のものから。そういうことですので。

あと、いきさつとかそういったものの説明とか、もし手抜きがあれば、事務局の方、お願いします。それから、質問もあれば、受け付けしますので、よろしくお願いします。

井上議長 ありがとうございます。

町章図案選定委員会では、今、委員長さんからご報告もありましたように、全国から約 2,000点にも及ぶ応募作品の中から、5点の候補作品の選定をされました。

今、説明の中ではもうあったわけなんですけど、約 2,000点から5点に選ぶというのは、大変な御苦労があったらうな、大変な作業であつたらうなという思いであります。そういった委員さん方に対しまして、大変お疲れさまでした、あるいはご苦労さまでしたという思いをお伝えをいたしたいと、かように思います。

それでは町章図案選定委員会の報告について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言を願いたいと思います。委員長さんにお答えいただくことになりますので、どうぞ皆さん、ご遠慮なく色々ご質問をして頂けたらと思います。

Ｃ委員、どうぞ。

Ｃ委員 本当に出口さんを初め、委員の皆さん、ご苦労さまでございます。

この町章ですけれども、ちょっと僕も全然把握してないんですけども、梅のマークを使った町章は他の市町村にはあるのですか、どこかわかりませんか。わからなかったら結構ですよ。

出口委員長 すみません。今の5つは、一応最終的に他の市町村とか他の会社とか、日本全国に同じマークがあったらえらいことなので、「真似したのと違うか」と言われるので。それは、一応弁理士さんを通じて、全部チェック入れています。ですから、その弁理士さんのデータを見る限りでは、他に同じものはないと思っております。

C委員 わかりました。

それから、もう一点ですけれども、この町章は、後でちょっと細部にわたって直すということなんですけれども、色とかも直せるものなんですか。

出口委員長 色も直せます。もちろんサイズというか、縦長、横長、そういったものを直しますけれども。でも、ここにあるうちではそんなに、直す必要のあるものもありますし、そのままで十分いけるなというのがありますし。そして作者がもしデザイナーであれば、そこでもうちょっと何とかならないかという話もできないこともないやろうし。

ただ、大きさ変えたりしたら、イメージがたまに変わってくる時があるんです。大きなものにしたとか、小さなものにしたら。さっき言ったように、もう色々な印刷物にしますので、そういった時にイメージが変わったら悪いので、あまり変わらないような、専門的な加工ができないやろうかなというふうには思っているところです。

井上議長 他に何か皆さんご質問ございませんか。

D委員 全国的に町村名の頭文字、さっきも話にあったけれども、平仮名、片仮名、英字を含めて、そういうのをモチーフにしたのが多いのかな。

出口委員長 はやりなんですね。もうここ50年ぐらい前からののはやりです。ですから、50年以上前の町章でしたら、そういうのはやりではなかったの。今のはやりとしては、英語とか平仮名とか片仮名とかが多いです。それより前の30年か、今の南部町の町章もそうですよね。片仮名で「ミナベ」と書いてある。それで、南部川村も梅の花びらと川と。ああいう町章は結構古いんです。昔のシンボルマークです。今は全部、そういった平仮名、片仮名、英語をベースとした町章とか、企業のシンボルマークなどもそうですし、結構そういうの多いです。

井上議長 他に何かご質問ございませんか。

はい、C委員。

C委員 一番最初のマークですね。これは、下に「みなべ町」というのはもう入っているということですか。

出口委員長 一応、シンボルマークとして募集した中で、こういった形で「みなべ町」とか、下に英語で書いたりとか、そういったものもいっぱいあったんです。作者の感性としては、この字も含めて一つのシンボルマークであろうという感覚なんですよ。

ですから、シンボルマークというのは、本来はこの「みなべ町」という字をなくして、この上のマークだけでやるんですけれども、作者としては、これも入れて欲しいという意向があったと思うので、これも入れさせてもらいました。

他のところは全部入ってないんですけれども、ここをどうするか。これも含めて後で、もしこれが決まったとしたら、この「みなべ町」という字、丸ゴシック体というやつなんですけれども、丸ゴシック体を変えたり、角ゴシックに変えようとか、そういった手直しはすると思います。

井上議長 E委員、どうぞ。

E委員 「みなべ町」というこの字が、もし入りましたら、これになるとしたら、やはりこの人のイメージからしましたら、「みなべ町」は抜くことはできませんよね。そして、あとにこんな大きな旗をつくったときに、例えば南部川村のマークのときに、大きな旗の下には「南部川村」と入るんですか。旗の場合には入るんですね。

そして、議員さんとかがつけられる小さなバッジですね。バッジの中にも、これがもし入れば、「みなべ町」は入るわけですよ。

その入ったイメージ、もしこうして後で手直しができるということは、この方はなくても承知をされているということには一応なるのですか。

出口委員長 そうですね、バッジにするとき、「みなべ町」、平仮名入ったら変ですもんね。そういったことは使い方ですよ。シンボルマークをどういうふうにするか。ここへ行ったときはこんなにした方が良く、ここへ行ったときにはこんなにした方が良くという形で使い分けはします。旗なんかの時には、このマークだけよりも、やっぱり平仮名「みなべ町」入った方がずっと見えますよね。バッジは、今言うたように。

ですから、時と場合によってどういう使い方をするかというのは、もうこちらの範疇です。ですから、これを極端に、このマークを半分にして使うことも、もしこれが選ばれれば、著作権持っているのは「みなべ町」ですので、使い方はできます。これを真っ黄色にする使い方でもできます。「みなべ町」の下の子を全く別な英語にすることも可能です。それは自由自在にできますので、その辺は作者には気使わなくていいんです。最終、作品の著作権はこっちへいただきますということで、最初から約束しておりますので。そういうことです。

井上議長 ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。

どうぞ、F委員。

F委員 全くの素人の中で、この町章図案の委員をやらせて頂きまして、それで正直、1998点の中から5つになるということは、想像以上に一人一人が苦しかったように思います。

特に、一番最初の400いくつかになっていますけれども、そこまで絞るにも、幾日間の中で選ぶわけです。それで、一緒に審査した南部中学校の出口先生とも、めいめい離れて選んでいたのですが、その先生のおっしゃるのには、「ちょっと一遍あなた一服されたらどうですか。私もさっきから一服したんですよ」と言うほど、ない頭を使わないかんほどみんな苦労されたんです。ここにも他に3人おられますけれども、みんな一緒だったんじゃないかなと思います。

そういう意味において、ここにきた5点は、どれでも良いように思われますけれども、正直、私が選んだ作品だけは、どうして選んだかということをおきたいと思います。

1番になっている図案、これ、私は初めからしまいまで1番で来たんです、正直なところ。ところが5点に残って、それは5月10日の夜7時から9時までの2時間で、30点から5点に選んだのですが、帰宅してから考えて、あれ、一押しで来たけれども、余りにもシンプル過ぎるんじゃないか、平凡過ぎるんじゃないか、あれ、間違っておったのと違うかなとか、そういうことで、もう本当に眠れないほど、この1つを選んだことに、ずっと自分がこうだということを意思表示してきたことによって、間違っておったのと違うかなというふうにも考えたわけです。

しかし、他にいろいろ作品があるし、その中から選ばれたら良いのだから、私の場合は、もうそれはそれで、もう初めから思ってたから、しまいまでいったのが良かったのかなというふうに考えるようにしましたけれども、とにかく他の3人の方も、色々意見を言って欲しいと思うのですが、私はそういう意味において、2,000点からこの5点にするということは、大変な作業、想像以上のことは委員さんみんなそうだったと思います。

そういう意味において、質問でも何でもないのでありますけれども、経過の話をさせて頂きました。

井上議長 どうもありがとうございます。

ほかに皆さん、何かご意見なりご質問ございませんか。

ないようであります。

それでは、出口委員長、大変ご苦労さんでございました。

「みなべ町」町章図案募集要項第5条では、選定委員会で選ばれた5点の候補作品から、協議会において町章を決定することになっております。決定の方法について、事務局から説明をします。

小谷事務局長 お手元の資料5ページに、一応町章の決定方法の案について載せてございます。

新町の町章につきましては、前回の協議会で、委員会が選考してきた候補作品の中からこの協議会で決定するという確認を頂いてございます。

それで、選ぶ方法といたしましては、全国的な町章を選んでおるところの方法も参考にさせて頂いて、本協議会では、2回、2次審査の方法をとったというふうに思っております。

まず、第1次審査としましては、各委員が候補5作品について、最もよいと思う作品の点数を5点として点数を入れて頂いて、以下、順に4点、3点、2点、1点というふうに5つの作品に点数

をつけて投票をする。それを集計して、そのうち上位の2つを残して、最終に2次審査として、得点順位の上位2作品について決戦投票を行って、最高得票を得た作品を「みなべ町」の町章に決定をしてはというふうに考えてございます。

そういう方法が多くというんですか、先進事例の方で見られておりましたので、一応そういうふうに考えてございます。

なお、参考ですけれども、今委員長さんから報告ありましたように、9名の委員さんで選定をする際にも、得点で投票して頂きました。ただし、その場合、上位2点が同点という結果が出ております。ですから、今回も同じ点数で上位幾つか出たときのことを考えて、2次審査の方法をとらせて頂いたらと考えてございます。以上です。

井上議長 ただいまの説明は、町章の決定方法についての事務協議内容の説明であります。

ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ遠慮なくご発言を願いたいと思います。

はい、G委員。

G委員 決定の方法というのは、提案されたとおりでいいんですけれども、このとおり、これしかないだろうなというふうに思うんですが、その前に、もうちょっと委員の間で、この5点について、色々議論をしておいた方が良いのじゃないかなという思いがしているんですよ。

というのは、選考委員長の報告の中でも、選考委員会で最終的にこの5点に選んだ、もうちょっと突っ込んだ報告もしてもらった方が良いと思うし、皆さん、もうちょっと議論を先にしておいた方が良いような気がしているんですが、今すぐにね、最終的にこの方法で選ばざるを得ないのではありません、もうちょっと色々議論をした方がいいんじゃないかなという思いがします。

井上議長 今のG委員さんの提案は、まず受けとめておきます。後でまたこのことについては皆さんにお諮りをさせて頂きますが、他に何か、事務局の説明に対してのご意見、ご質問はございませんか。

ないようであります。

それでは、G委員さんから提案があった件、決定方法には異論はないということですが、この決定をする側において、もう少し委員さん方で議論を進めて、そういう時間をとって、選定作業に移ったらどうかという提案であります。

議長でこんなことを言うのは申し訳ないですが、余りかた苦しくやると、議論というのも深まらないように思います。ですから、一応オフレコのざくばらんに皆さん方、ここで議論をして頂いたらどうかと。

一応、形上は、僕の提案なんでありますが、この合併協議会のこういう議論の内容、意見というのはすべて議事録に残りますし、収録されております。もうそれをなくして、一応休憩時間的な形でちょっとここで時間をとって、皆さん方、ざくばらんに、「この点どうだったのよ」、「この点、委員長さん、どんなことがあったのよ」とか、「このマーク、こんなに思うな」とか、そういう形で

進めさせてもらったらいかがかなと。その方が内容がより、今、山中委員さんの提案の内容をよりこなせるのと違うかなという思いがありますが、そういう形で進めさせてもっていいですか。

(異議なし)

井上議長 それでは皆さん、色々疑問点あったら、どうぞ、ここからはもうちょっとオフレコでしばらく時間をとりますので、どうぞ、気楽にお話をして頂けたらと思います。

(この間約10分、各委員間で議論)

井上議長 それでは、町章の決定方法については、事務局から提案のあった決定方法に決定してよろしいですか。

(異議なし)

井上議長 はい、異議なしと認めます。

それでは、ただ今から町章決定の投票を行うわけですが、先程からの議論をお互い休憩時間を挟んで、個々にお話しを深めて頂いて、再開をして次の事項に入りたいと思います。

ただ今から、15分間休憩とします。

午前10時 2分 休 憩

午前10時20分 再 開

井上議長 それでは、休憩を挟みまして、会議を再開します。

これから町章の決定、先程事務局から説明がありました方法にのっとり、投票を行うわけですが、その前に開票立会人をお願いしたいと思います。

西野委員、古谷委員をお願いしたいと思います。皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

井上議長 異議なしということのようであります。

それでは、開票立会人に西野委員、古谷委員、よろしく申し上げます。

一応、ああやってちょっと遠くに張って見ると、見た感じも違うということで、事務局の配慮でああいう形にさせていただきました。

これから事務局が事務を進めて頂くわけになります、その束の間の時間を利用して、あれをまた一応眺めていただきたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

小谷事務局長 それでは、先ほどお諮りいたしました方法で決定事務を進めたいと思います。

それでは、第1次審査の投票用紙をただいまからお配りいたします。

皆様方、投票用紙が届きましたら、黒板へ張ってあるのを見て、一番良いと思う作品に5点、順次4点、3点、2点、1点というふうに入れて頂いたらと思います。

尚、投票につきましては、無記名投票とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(投票)

小谷事務局長 それでは、皆さん、投票は全員お済みでしょうか。投票漏れございませんか。

それでは、ただいまから得点の集計をいたしますので、西野委員、古谷委員、立ち会いをお願いいたします。

(開票・集計)

井上議長 それでは、第1次審査投票の集計結果が出ましたので、事務局から発表いたします。

小谷事務局長 作品番号1番94点、2番75点、3番54点、4番36点、5番56点。

以上により、上位得票数が作品番号1番及び2番となっております。この2作品で第2次審査ということになります。よろしくお願いいたします。

井上議長 審査結果が今、発表されました。続きまして、第2次審査の投票を行います。

小谷事務局長 それでは、今配っております投票用紙の番号記入欄というところへ、ホワイトボードにあります1と2いずれか選んで、良いと思う方の番号を書いて投票して頂きます。

(投票)

小谷事務局長 皆さん、投票はお済みでしょうか。投票漏れございませんか。

それでは、ただいまより開票を行いたいと思います。再度、西野委員、古谷委員、立ち会いをお願いいたします。

(開票・集計)

井上議長 それでは、2次審査の投票結果を事務局から発表します。

小谷事務局長 ただいまの2次審査の結果を発表いたします。投票の結果、作品番号1番が16票、作品番号2番が5票。

したがって、作品番号1番が最多得票を得ました。以上でございます。

(拍手)

井上議長 ただいま事務局から発表がありましたとおり、新町「みなべ町」の町章図案につきましては、候補作品番号1番、岩出町から応募されました荊木真一さんの作品に決定いたしました。

では、今後の町章の精緻作業について、事務局から説明いたします。

小谷事務局長 ただいま決定されました町章についてでございますけれども、これから後、専門業者の手による精緻作業に入っていきます。

作業スケジュールにつきましては、6月に入って契約後、すぐ精緻化作業に入ります。それに要する期間が、約3週間かかる予定です。その後、確認作業を行います。続いてアプリケーション展開デザイン作業という部分を7月中旬までやって頂きまして、最終、7月末に確認を受けて、それから後、マニュアルセットを作成してもらいます。そのマニュアルセットを納品してもらって、終了となって、正式に町章として決定を行いたいと思います。

シンボルマークロゴタイプ精緻化作業ということで、先ほど申しましたとおり、線の長さや太さとか縦横の比率等を行う分、今申し上げましたように、6月中旬まで行います。それから、アプリケーション展開デザイン作業といえますのは、旗、名刺、バッジ、封筒、看板、色々なものにあらゆるスペースに対応してイメージ化できるように、デザインングをしてもらう作業を6月の後半から7月中旬ごろまで行います。その後、確認の町章を頂くわけなんですけれども、あとCD-Rのマニュアルセットをつくっていただきます。それが7月末に納品の予定でございます。

以上が今後の予定です。

井上議長 続きまして、報告第25号 コミュニティバスの検討について(その3)です。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料集に戻りたいと思います。

報告第25号 コミュニティバス検討について(その3)

コミュニティバスの検討について報告する。

平成16年5月31日提出、南部町・南部川村合併協議会会長ということで、コミュニティバスの検討について、前段は、前回第11回協議会での協議事項でございます。下側、報告事項として、コミュニティバス導入検討委員会を設置したので報告するというので、資料集の9ページをお願いいたします。

コミュニティバス導入検討委員会規約。これで、委員の中の第6条ですけれども、一番下側、(7)で南部町と南部川村の婦人会長を追加をしてございます。

顧問には、国土省輸送課長さん、県の交通政策課長さんということで、この規約、一番下にありますように、平成16年5月18日から施行するというので、この5月18日と申しますのは、首長会を行った日を当ててございます。首長会で規約が施行されております。

それで、委員さんにつきましては、次の10ページに名簿をつけてございます。

コミュニティバス導入検討委員会、両町村の助役、教育長、総務課長、それから両町村の社会福祉協議会の会長、商工会長、それから区長会長、村では連合区長会長という形です。それから、婦人会長と、村では連合婦人会長。以上14名が委員でございまして、顧問としては、和歌山陸運支局の輸送課長、田淵輝幸さん、それから県は交通政策課長、中岡雅和さんが顧問になってもらっております。

なお、この導入検討委員会につきましては、本日午後1時からこの場で第1回目の委員会を開催する運びとなっております。

以上でコミュニティバスの検討についての報告を終わります。

井上議長 ただいまの説明は、コミュニティバス導入検討委員会の設置報告であります。

このことにつきまして、皆さん、ご意見、ご質問ありましたら、どうぞご発言を願いたいと思います。

はい、E委員。

E委員 こうしてコミュニティバスの委員会をつくって頂いて、早速委員会が開かれるということですが、私もはっきり聞いてないのですが、合併しました後、受領地区の方に行っているバスが、なくなりますということをお聞きしました。それで、そのバスについて、地元の子供さんを持っておられるお母さん方が、それでは何とか次の手を打たないと、子供たちの送り迎えが、本線は一応行くと思うんですけども、困るということをお聞きして、陳情するか、請願書を出すのか何とかという話を聞いてあるのですが、そんなことについては何もお聞きしていないのでしょうか。

山田会長 受領地区の皆さんからご要望頂いております。村長室で話し合いもいたしました。

それで、今後の取り組み方なんですけど、現在の路線バス、いわゆる受領線は、もうこのまま継続するという事は、補助金が非常に高額になってきますので、それはまず不可能ということで、地元の皆さんもそのことについては理解を示して頂きました。

それで、その後の対策につきまして、いかにするかということではありますが、これは遠距離通学ということになってまいりますので、受領地区だけのことを考えれば良いというわけにはまいりません。新町の遠距離通学の場所もありますから、それらも含めた上で、遠距離通学対策を考えていかなければならないということになってございます。

それで、教育委員会におきまして、どのようにするかということを中心に検討、研究をしてもら

いまして、遠距離通学対策というのを講じていこうというつもりにしております。

その中であって、考えられることの一つに、このコミュニティバスの利用ということも考えられるわけなんです。それになるか、他の方法を考えるかということもあるわけなんです。遠距離通学対策の一つに、このコミュニティバスを利用するという方法も含めて検討するというにしております。

地元の皆さんから、一時的に移行する間、9月末で現在の一応補助金というのはなくなりますから、いわゆる受領線というのがなくなります。そこから新しくコミュニティバスになるとか、他のことになるとかというものができるまでの間は辛抱するけれども、その期間は一日でも短くして欲しいということ、これは当然のことではありますが、ご要望いただいておりますし、私どももそれは了解してございまして、申し上げましたようなことで、遠距離通学の対策を解決をしていこうというつもりであります。

以上です。

井上議長 いいですか、今の答弁で。

E委員 はい。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

H委員、どうぞ。

H委員 遠距離通学というのは、定義は何kmからですか。

小谷事務局長 小学生は4km、中学生は6kmで一応遠距離通学ということで、交付税の算定に入れております。

井上議長 他に何かご意見、E委員どうぞ。

E委員 この委員会を設置して、急いで検討して頂けるとは思うんですが、コンサルタントにお任せした資料によってこの委員会は動いていくのですか。

小谷事務局長 そうです。本日予定しておりますのは、まずアンケートの結果を皆さんに審議して頂いて、地域性とか年代等に分けて分析した結果も報告をして頂いて、審議を進めていく手はずになっております。

それで、9月末までに3回ぐらい予定しております。2回目につきましては、どういうコースになった場合、経費がどういうふうになるか。それで、新しくやるとしたら料金をどうするかとか、距離的なものにするか、均一料金とするのか、無料になるのかという分、そういう財政面を2回

目には含めて検討をして頂く。

それで、最終3回目には、導入をするかしないかというあたりの結論的なものを出して頂いて、最終、この合併協議会に報告をして頂くかなという現在の予定でございますけれども、そういう手はずで進めていきたいと思っております。

井上議長 どうぞ、A委員。

A委員 今、南部町堺地区は、小学校、幼稚園、保育所までかなと思うけれども、一応町の方からある一定の助成金をいただいて、バス通学をしているが、それは今後どういうふうな形になっていくのか。もう決まったことはないですか。

小谷事務局長 その分については、まだどうするというのは決まってございません。といいますのは、今現在走っております龍神村西行き、龍神バス、それから南部駅へ行く明光バス、印南町へ行く明光バス、これらは従来どおりの予定で進めておりますので、従来の路線バスへ乗ってきて頂くのかなと思っておりますけれども、コミュニティバスの路線の具合によって、どちらへ乗って頂くかということで。あと、もしそういうことになりますと、バス会社との話し合いが生じてきますので、それらにつきましては、導入するかしないかですけれども、すると決まった後の段階で、バス会社を交えて、国の顧問の方も含めまして、法的なものも絡めて審議して頂く予定ですが、今のところは、堺地区からの小学生、幼稚園児については、従来どおりの考えでございます。

井上議長 いいですか、A委員。

他に何か。はい、I委員。

I委員 この前も言ったことですが、新しい町ができれば、日本でもどこでもでしょうが、多くの場合、多くの方が下向いて出てくる回数というのが、そういうことで世の中回っているようなことが多いと思うんですよ。下の人がわざわざ清川地区へ行く用事というのは、よっぽどの時じゃなければいけないので、医者へ行くといっても下やし、買い物に行くといっても下やしということになると思うので、そこら辺を十分配慮して頂きたいというふうに思うわけです。以上です。

井上議長 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

特にないようでありますので、それでは先ほど事務局から説明もありませんように、本日午後から第1回のコミュニティバス導入検討委員会が開かれます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでありますが、よろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、報告第26号 新町まちづくり計画事業についてであります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料集11ページをお願いいたします。

報告第26号 新町まちづくり計画事業について。

新町まちづくり計画事業について報告する。

平成16年5月31日提出、南部町・南部川村合併協議会会長ということで、事務協議の上の部分につきましては、新町まちづくり計画の28ページで、行政サービスの機能強化という部分を載せてございます。その表の中には、地域公共ネットワーク基盤整備事業を新町で行っていくよということで、これは昨年11月25日の第10回協議会で確認を頂いております。

それで、今回、下の報告ですけれども、新町まちづくり計画による施策及び事業の地域公共ネットワーク基盤整備事業について、南部町と南部川村の連携により事業着手したので報告するというところで、12ページに明細がございます。

光ファイバ網を活用した各種行政サービスの提供ということで、和歌山県南部町・南部川村地域公共ネットワーク基盤整備事業ということを行います。

これにつきましては、そこがございますように、総事業費1億7,300万円、補助金8,600万円ということで、接続箇所は27カ所、町内役場とか公民館、図書館、保健センター、学校等、次の13ページにありますように、29カ所を光ファイバで結ぶ事業でございます。これにつきましては、まちづくり計画に載っておりながら、もうすぐ着手をしようという分でございます。

この予算につきましては、先ほど申しましたように、南部町の予算で執行していく。残り、南部川村につきましては、その2分の1を負担するという方向でございます。

ということで、まちづくり計画の中の事業で、もう既に取りかかっておる分の報告でございます。

なお、補助率等につきましては、従来3分の1の補助ですけれども、合併につきましては2分の1まで引き上げますということで、2分の1の補助をもらって、残り2分の1については、合併推進債を借りて、交付税で措置をしていただく方法をとる予定で進めています。

以上で報告を終わります。

井上議長 ただいまの説明は、新町まちづくり計画の事業のうち、合併前に南部町と南部川村が連携をして取り組む事業であります。ご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言を頂きたいと思っております。

ご意見、ご質問ございませんか。

ないようであります。

それでは、続きまして報告第27号 事務組織及び機構について(その2)です。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料集14ページをお願いいたします。

報告第27号 事務組織及び機構について(その2)。

事務組織及び機構の取扱いについて報告する。

平成16年5月31日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

事務組織・機構の取り扱いにつきましては、上側の協議報告事項でございますように、昨年9月22日、第8回の合併協議会で報告をさせてもらっております。それで、今回の報告としましては、別紙のとおり報告するというので、15ページに一覧表をつけてございます。

それで、前回と変わった分だけ報告を申し上げますと、課の名称ですけれども、上から2つ目、企画管財課、これが、当初、前回出させてもらったときは企画情報課でございましたけれども、企画管財課と課の名称を変えております。

それと、事務事業ですけれども、この企画管財課の中では、管財とか入札は当然ですけれども、町営住宅を扱うことになっております。従来、建設課でありました町営住宅につきましては、相談に来られる方が旧南部町の方が非常に多いということで、第一庁舎へ置く予定の企画管財課の方で町営住宅を行うこととしております。

それから、町民課の事務の中身ですけれども、そこに2つ追加しております。保育所、児童福祉、これにつきましても、町民課の窓口での手続が多いということで、保育所、児童福祉につきましては町民課で事務を行う。これが追加をされております。

それから2つ飛びまして、健康福祉課。特に変わりというのはないわけですけれども、社会福祉センター窓口というのを設けようということにしております。健康福祉課の事務所としましては、現在の南部川村の保健福祉センターになります関係で、南部町の保健福祉センターの方に社会福祉センター窓口という形で、相談窓口を旧両町村の保健センターに置こうということです。

それから、環境課では、犬猫の飼育指導、狂犬病の予防注射とか始まりまして、飼育指導につきましては環境課の方で行う、その部分が変わったのみで、あとは前回報告させてもらったものと同じでございます。以上で報告を終わります。

井上議長 ただいまの説明は、新町「みなべ町」の事務組織機構の報告であります。何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言を願いたいと思います。

特にないようであります。

それでは、この件につきましてはこれで終わりにしたいと思います。

以上で本日の議事につきましてはすべて終了いたしました。

委員の皆さん方におかれましては、本日ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、また会議の運営にご協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

では、閉会に当たりまして、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からあいさつを申し上げます。

山崎副会長 本日の協議会におきましては、何を申しましても町章が決定したことでありまして、ある意味では記念すべき日ではないかなと、こういうふうに思うわけで、先ほど議長からも慰労の言葉がありましたけれども、委員長は退席されておりますが、委員の皆さん、本当にご苦労さまであります。これも、両町村民を代表してお礼を申し上げます。

先ほど会長さんからもお話がございましたけれども、ちょっと全国的な合併の流れを申しますと、皆さんご存じのように、来年の3月31日までに合併するということが決まれば、1年間交付税と

かその他の特例措置が適用されると。来年の3月31日までに合併を議会で議決せないかんのですが、そういうことが国会で、もう決まりましたですね。

この影響で、合併協議会が全国的にちょっとばらける傾向にありまして、もう1年延ばしたら良いやないか、3月31日までに決めたら良いやないかという空気が非常に蔓延しているようで、ちょっと話がありました交付税とかそういう問題ではなしに、いっそのこと1年延ばそうという非常に空気が多くなってきているようであります。

和歌山県においても、二、三の首長さんから相談を受けたんですが、どうしてもうまくいかないので、3月31日までに議決だけしておこうと思うんや、というような町村が非常に増えてきたように思います。

委員の皆さん方においても、例えば交付税のことなんかもちっと流れておりますが、私たちは村長さんと一緒にきちっと確認をさせて頂きまして、そういうことは絶対にあってはならんことだという県当局の返答も頂いておりますので、その点をご安心をいただきたいと思っております。

特に、我々10月1日にということで、あと4カ月になりましたけれども、早くやればやるほど財政的には私は色々な面で有利性が発揮できると。試算をしても、もう初年度から相当の金額が節約できるというふうになっておるわけであります。

いよいよもうあと4カ月でございます。あと一、二回合併協議会ということで、記念すべき日を迎える日も近いわけですが、どうぞ最後までひとつよろしくご指導をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。

本日はどうも本当にありがとうございました。

井上議長 これでは本日の議事日程はすべて終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。閉会します。

事務局 井上議長様、ご苦労さまでした。

事務局から連絡をさせていただきます。次回の協議会の開催期日は決定しておりません。日程等が決定しましたら、連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

午前11時10分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員